

## 障がい者等利用料金免除

以下に該当する場合は、施設利用料金が免除されます。

### 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示いただいた場合

- ・窓口で手帳の確認をさせていただきますので、個人ごとにご提示ください。
- ・手帳の種類は、身体障害者福祉法、療育手帳制度要綱または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付された手帳となります。

手帳の種類	対象	施設利用料金
・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	本人	無料
・身体障害者手帳（第1種身体障害者） ・療育手帳（第1種知的障害者） ・精神障害者保健福祉手帳（障害等級1級）	介助者	手帳提示者1名につき1名免除

### 施設利用証（サタデーパスポート）を提示いただいた場合

- ・水の公園福島湯遊水館では、窓口でサタデーパスポートを提示いただくと施設利用料金が無料となります。
- ・窓口でサタデーパスポートの確認をさせていただきますので、個人ごとにご提示してください。

	対象	施設利用料金
施設利用証 「サタデーパスポート」	新潟市内の小学校・中学校・特別支援学校の児童または生徒が土曜日に入館する場合  ※長期休暇中【春・夏・秋休み中】や祝日の土曜日は使えません。 ※「施設利用証（サタデーパスポート）」は学校を通じて配布されます。	無料